

資料 2-1

子どもの権利条例（仮）制定に向けた協議資料

1 子どもの権利条約について

1989年11月20日、国連総会において採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」であるとされています。

（日本ユニセフ協会 HP より）

図1 子どもの権利条約の4つの基本的な考え方

 <p>差別の禁止</p>	<p>2 差別の禁止 (差別のないこと)</p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>
 <p>子どもに もっとよいことを</p>	<p>3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)</p> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>
 <p>生きる権利・ 育つ権利</p>	<p>6 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)</p> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>
 <p>意見を表す権利</p>	<p>12 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>

（日本ユニセフ協会 HP より）

また、資料2-2において、子どもの権利条約における子どもの権利擁護に係る条文の内容が、一覧で示されている。

資料 2-1

2 子どもの権利条例について

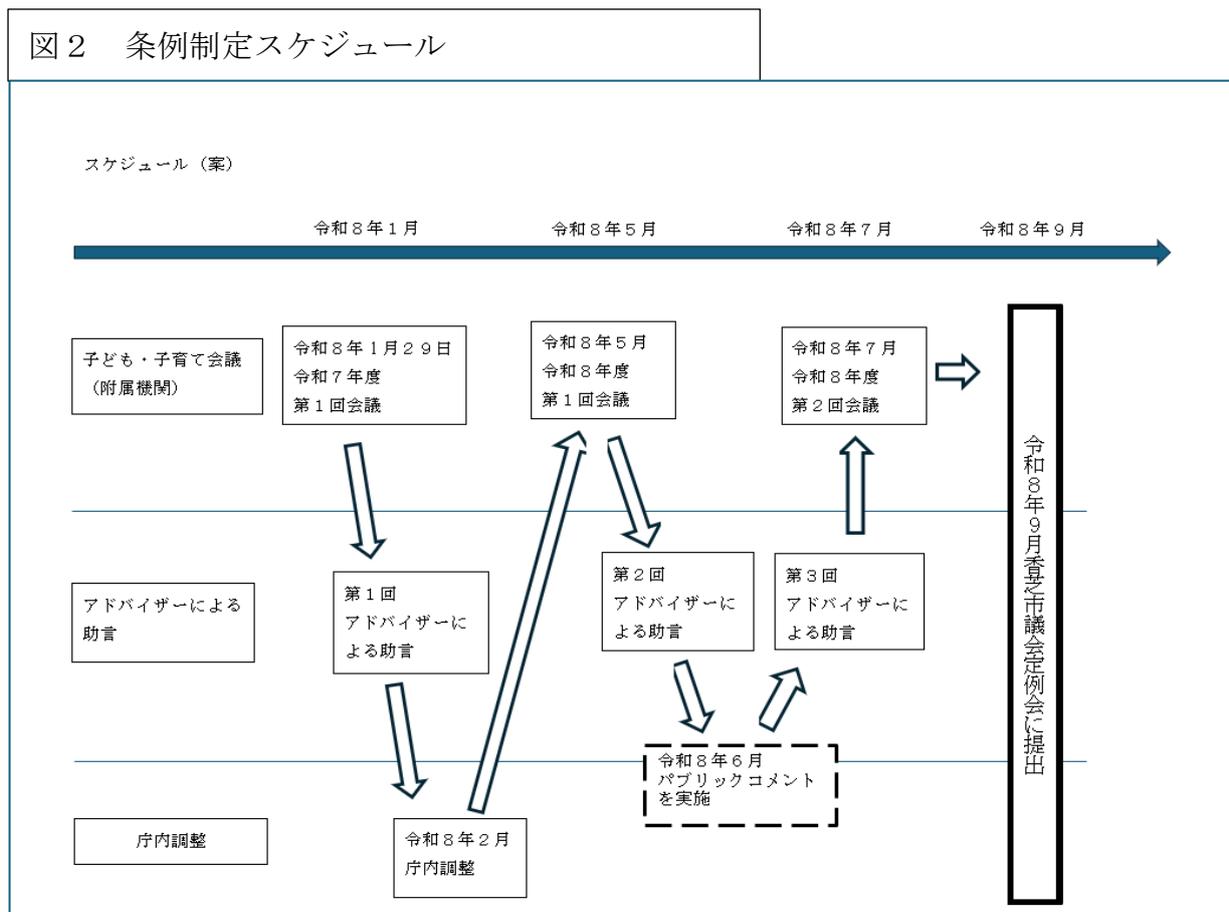
日本が子どもの権利条約を批准した後、同条約の理念に基づき、子どもの権利保障や施策の推進を主目的とした条例を制定する自治体が現れ始めた。

NPO 法人「子どもの権利条約総合研究所」が公開している資料“子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧”（令和6年4月作成）によると、自治体で子どもの権利に係る条例を制定しているのは、全国で81自治体であると示されている。

なお、奈良県内においては、奈良市が平成27年に「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」、田原本町が令和5年に「田原本町こども基本条例」を施行している。

当市においても、市長就任当初より上記を目的とした条例の制定を目指しており、こども計画冒頭の市長挨拶いさつ部分でも示されている。また、p. 44第4章 施策の方向において、“子どもの権利条例の制定及び啓発”の記載をしている。なお、現時点では、令和8年度の条例制定に向けて準備を進めている。

制定に向けては、主に3つの場で意見を伺い、検討していく予定である。



資料 2-1

3 本会議における検討内容

本会議では、あらかじめ委員各位に提出いただいた子どもの権利に係るアンケートについて、御意見をまとめたものを資料 2-5 として配布している。資料を基に、委員各位が改めて主張したい思いや、他委員の御意見を踏まえての改めての気づきを発言いただき、条例制定における土台として活用していきたい。